

第5次広島県障害者プランの策定について

令和6年3月11日
障害者支援課

1 策定の経過

令和5（2023）年

7月13日	令和5年度第1回広島県障害者自立支援協議会の開催
7月24日	令和5年度第1回広島県障害者施策推進協議会の開催
11月1日	令和5年度第2回広島県障害者施策推進協議会の開催
12月15日	令和5年度第3回広島県障害者施策推進協議会の開催（書面による意見照会）
12月21日	令和5年度第2回広島県障害者自立支援協議会の開催

令和6（2024）年

1月22日～2月22日	パブリックコメント（県民意見募集）の実施
2月14日	県議会生活福祉保健委員会における分野別計画の集中審議
3月末	計画策定

※策定後、4月の常任委員会で策定報告を行う予定

2 集中審議・パブリックコメントについて

- 集中審議及びパブリックコメントにおける意見の内容と対応方針は別紙のとおり
- パブリックコメントの対応方針については、別途県HP上で公開予定

広島県障害者プラン

※R6.3.6 時点

(1) 生活福祉保健委員会における意見とその対応方針について（下線部分について、計画素案の記述を修正）

意見の内容	対応方針	頁数
1 総括目標の達成に向けては、障害や障害者についての正しい理解の促進を図る「あいサポート運動」の取組強化により、障害者を手助けしやすい環境づくりを推進するなど、障害者が暮らしやすい地域社会の実現に努められたいこと。	県民が、子供の頃から障害に対する正しい知識を学ぶための教育を受けた上で社会に出ていくことが重要と考えられることから、子供たちが障害について理解するだけでなく、手助け等の行動に移せるよう、当事者団体等とも連携しながら、学校等を通じて、「あいサポート運動」の出前講座等、取組を強化してまいります。	14~15 頁
2 医療的ケア児やその家族等に対する支援体制の充実については、前年に開設した県医療的ケア児支援センターの相談機能や支援内容を幅広く県民に周知広報するなど、認知度の更なる向上に取り組む必要があること。 また、県内どこに住んでいても希望する障害福祉サービス等が受けられるよう、市町と連携した人材確保や社会資源の効率的活用等による地域間格差の解消に努められたいこと。	広島県医療的ケア児支援センターの周知については、SNSによる発信、県や市町、当事者団体運営のホームページへの情報掲載、医療機関や特別支援学校でのチラシやリーフレットの掲示のほか、小児科医や当事者団体、子育て関係等の会議などの機会を捉えて、センターの機能や取組等を紹介するなど、認知度の更なる向上に取り組んでまいります。 また、地域間格差の解消に向けては、地域課題の情報を共有し、医療的ケア児等コーディネーターや医療的ケアに対応できる看護職員等の人材育成を行うとともに、医療や介護等の関係団体等の協力を得ながら、圏域を越えたコーディネートを実施するなど、資源の効率的な活用により、医療的ケア児やその家族等が県内どこに住んでいても安心して暮らせるよう、市町と連携して取組を進めてまいります。	60~61 頁
3 地域生活支援拠点等の整備に当たっては、障害の重度化・障害者の高齢化や親亡き後を見据え、相談窓口の機能強化や社会資源の掘り起こし、コーディネーターの拡充などにより、安心して地域で生活することができる環境整備に取り組んでいく必要があること。	地域生活支援拠点等の整備に当たっては、県及び市町が設置する自立支援協議会における課題の共有や解決策の検討、広島県相談支援アドバイザーの市町等への派遣、共生型サービスの参入促進等により、障害のある方やその家族が県内どこに住んでいても安心して暮らせる環境を整備してまいります。	77~78 項 82~83 頁

(2) 県民意見募集（パブリックコメント）における意見とその対応方針等について
 （下線部分について、計画素案の記述を修正）

（意見の件数）

- ・144件（9人、12団体）
- ・提出方法：電子メール 2人、10団体 FAX 5人、2団体 郵送 2人

① 総論（11件）

番号	主な意見の内容	対応方針	頁数
1	総括目標の「安心感の差を埋める」という点や、「基本理念」、「目指す姿」は素晴らしいことで、前向きに取り組んでほしいところであるが、国が示している令和6年度の報酬改定案で本当に実現していけるのか疑問である。	県では、報酬改定による処遇改善加算などについて周知を図り、障害福祉サービスに係る人材の確保やサービスの質の向上に努めることとしております。 総括目標の達成に向けて、プランに位置付ける様々な施策を開発し、すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指してまいります。	5頁

② 障害への理解促進に関すること（12件）

番号	主な意見の内容	対応方針	頁数
2	障害の特性に応じた社会的障壁を取り除き、インクルーシブな社会をどのように実現するのか見えてこない。	本計画に位置付けるあいサポート運動やバイアスの解消に向けた取組等、様々な施策を総合的・計画的に推進し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てされることのない、安心感を持って暮らすことのできるインクルーシブ社会の実現を目指してまいります。	14～15頁
3	障害のある人等を取り上げた教材を使った学習や研修等の実施は、これまでの取り組みを繰り返す内容となっているため、これらの取組よりも、まずは、特別支援学級との交流機会、その学級で通常級の児童・生徒が学習補助等を経験する機会、実際に介助する機会を設けること等に取り組むべきである。	特別支援学級とそれ以外の学級間、及び小中学校等と特別支援学校間において、児童生徒等の交流や共同学習等を実施しています。 また、小中学校等においては、障害者支援施設における利用者との交流や介護体験等を通じ、児童生徒等が地域社会の中で障害のある人と助け合うことを学ぶ機会を創出することとしております。 こうした取組を通じて、障害のある人とない人がお互いの理解と認識を深め、他者の個性を尊重する態度や協調性を育んでまいります。	14～15頁

4	<p>取組の方向性における「政見放送へ字幕の付与を～」という記載を「政見放送へ手話・字幕の付与を～」に修正してほしい。</p>	<p><u>御意見を踏まえて、次のとおり、取組の方向性に追記します。</u></p> <p>全国の都道府県選挙管理委員会で組織する都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、不在者投票のできる施設の対象施設の拡大や重度の視覚障害者などを郵便による不在者投票の対象とするよう、障害の状況に配慮した投票制度の整備や全ての政見放送への<u>手話通訳・字幕の付与</u>を要望していきます。</p>	24 頁
---	---	--	------

③ 自立と社会参加の促進に関すること（30 件）

番号	主な意見の内容	対応方針	頁数
5	<p>「現状」にある「社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進しています」という記載を「社会参加を支援するために、現在、電話リレーサービス等、情報バリアフリー化を推進しています」に修正してほしい。</p>	<p><u>御意見を踏まえて、次のとおり電話リレーサービスについて追記します。</u></p> <p>県聴覚障害者センターでは、テレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープ・DVDや情報機器の貸出し、手話通訳者の養成、<u>電話リレーサービス</u>等を実施し、聴覚障害者の社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進するとともに、<u>電話リレーサービス</u>等の周知を図っています。</p>	38 頁

④ 保健、医療の充実に関すること（14 件）

番号	主な意見の内容	対応方針	頁数
6	<p>ひきこもり相談支援センターのさらなる機能充実のために、支援実施数等の実状を明らかにしていくべきである。</p>	<p><u>御意見を踏まえて、保健活動の推進についての現状として、県内3か所のひきこもり相談支援センターによる相談実績(延べ相談件数)を記載します。</u></p>	49 頁

⑤ 地域生活の支援体制の構築に関すること（33 件）

番号	主な意見の内容	対応方針	頁数
7	<p>「思いやり駐車スペース」の取り組みについて、対象でない人の利用についても、本文において記載することが、福祉のまちづくりの推進につながると考える。</p>	<p><u>御意見を踏まえて、思いやり駐車場について、次のとおり修正(追記)します。</u></p> <p>思いやり駐車場を必要とする方々が、安心して利用できる環境を整備するため、民間事業者等への思いやり駐車場の確保に向けた働きかけや、市町や民間事業者等との連携、<u>制度利用の適正化</u>に向けた情報発信等により、思いやり駐車場制度の周知を図ります。</p>	71 頁

8	<p>相談支援事業について、「市町において、障害者の相談に応じる相談支援事業が行われています。」と示されているが、相談支援事業所が不足し、相談先に困っている当事者や家族も多いため、その実態に触れるとともに、相談支援員の不足、セルフプラン率の高さ等の現状についても記載してほしい。</p> <p>また、現状として、「アドバイザー派遣による助言や市町協議会事務局連絡会議の開催」が行なわれているように示しているが、あまり活用できていないように感じるため、これまで以上の実施をお願いしたい。</p>	<p>IV-2(2)「人材の育成・確保」において、相談支援従事者の人材が不足していることに触れており、相談支援従事者を計画的に育成し、相談業務の量的拡大を行うことによりセルフプラン率の改善を図ることとしております。</p> <p>また、アドバイザー派遣については、これまで市町に対して制度の周知をしていますが、「制度を知らなかった」等の意見もあったことから、更なる制度の周知を図ってまいります。</p>	77 頁
---	--	---	------

⑥ 暮らしやすい社会づくりに関するこ (17 件)

番号	主な意見の内容	対応方針	頁数
9	<p>コミュニケーションボードは、聴覚障害者に対してだけでなく、知的、発達障害者にも有効であるため、項目名を「手話ができる」から「コミュニケーション支援ができる」に変更してもよいのではないか。</p>	<p><u>御意見を踏まえて、次のとおり、修正・追記します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>項目名を「手話ができる警察職員の育成」から「コミュニケーション支援ができる警察職員の育成」に修正</u> ・<u>本文中のコミュニケーション支援ボードの活用に関して、聴覚障害者のみを対象とするような記載となっていたため、聴覚障害者のほかに「コミュニケーション支援の必要がある方」を追記</u> 	12 頁 97～98 頁

⑦ その他 (27 件)

番号	主な意見の内容	対応方針	頁数
10	<p>「障害者」ではなく、「障がい者」という表現にした方がよいのではないか。</p>	<p>本計画においては、常用漢字表(平成 22 年内閣告示第 2 号)や障害者基本法等の法律を踏まえ、「障害者」という表記を採用しております。</p> <p>なお、国は、令和 3 年 3 月 12 日文化審議会国語文化会において、「障害」の表記に関して検討するという見解を示しており、こうした国の動向を注視してまいります。</p>	-